

「低未利用土地等の100万円特別控除の特例」の 交付実績と適用事例

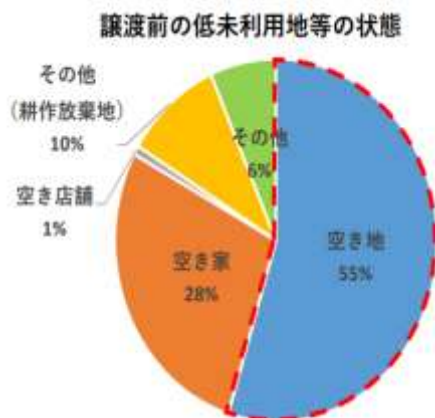
No3号で取り上げた「低未利用土地等の100万円特別控除の特例」の令和4年1月～12月の低未利用土地等の譲渡に対する確認書の交付実績と適用事例について国土交通省から発表がありました。

特例措置の概要

「低未利用土地等の100万円特別控除の特例」は、都市計画区域内の特定の未利用地等を500万円以下（一部土地は800万円以下）で売却した場合、譲渡所得の金額から最大100万円を控除できる特例制度です。

特例措置の交付実績

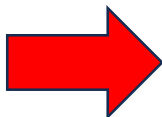
- 令和4年1月～令和4年12月の低未利用土地等の譲渡に対する確認書の交付実績は4,842件
- 譲渡前の状態は、空き地が55%・空き家が28%（合計83%）
- 譲渡後は住宅としての利用が62%
- 所有期間については30年以上保有している土地等が半数
- 交付実績の都道府県の平均は約103件、大阪府は96件、実績TOPは北海道331件



適用事例（空き家の適用事例）

空き家となっていた土地を隣の美容室が取得、美容室の駐車場として活用されるとともに、空き家が除却され交差点の見通しも改善（千葉市の事例）

譲渡前



譲渡後



空き家もこの特例制度が利用可能です。最大20万円節税となりますので、空き家の売却時には利用を検討されてはいかがでしょうか？